

陳情第83号	受理年月日	令和8年2月17日
付託委員会	保健福祉子ども委員会	
件名	生活保護利用者へのケースワーカーによる支援をきちんと行うことを求める陳情について	
要旨	<p>生活保護費の基準は国が決定する。例えば、北九州市に住む単身者の場合、20歳以上の月額生活扶助費の1類と2類の合計は約66,000円から73,000円程度である。そこから水光熱費、通信費、日用品・被服費、交際費などを差し引き、残った額を食費に充てる。その結果、1食当たりの食費は約230円程度と言われている。そのため、臨時的な需要に対して、一時扶助として費用を支給する制度がある。</p> <p>それは、生活保護法の第3条で「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定しており、一時的に必要な費用を保護利用者が負担すれば、法で定めている最低生活費を維持することができなくなるためである。</p> <p>一時扶助費の中には、義肢、装具、眼鏡、ストーマ装具、歩行補助つえ、コルセット、吸引器などの治療材料費。世帯員入院時の連絡や配偶者・親族等の遺体・遺骨の引き取りや配偶者・親族等の危篤・葬儀参加の交通費である移送費。借家の契約更新料や保証料、火災保険料などの契約更新料。家屋の屋根や壁などの補修を必要とする際の家屋補修費。通院時の交通費である通院移送費などがある。</p> <p>こうした制度を「恵まれている。贅沢だ」などと言って、利用者をバッシングする動きが一部にあるが、そもそも保護費が最低限で金額が少ないため、もし一時扶助が無ければ、義肢や義足が使えなかったり、交通費がないため葬儀にも行けなくなったり、食費分が更に少なくなり食事ができなくなるなど、深刻な生活状況に陥ることは明らかである。しかし、こうした制度を利用するための行政の支援が十分ではない。</p> <p>一時扶助費は、ほとんどの場合、利用者が事前にケースワーカーに請求し、それが許可された場合のみ適用される。しかし、これらの制度は</p>	

(続 く)

「生活保護のしおり」には書かれていても実際には知らない利用者が多いために、制度を熟知し実施する立場にあるケースワーカーによるきちんとした支援が欠かせない。

それは、生活保護法の第1条の「この法律の目的」に掲げてある、最低生活の保障と、自立の支援こそが、最優先の保護課の職員の業務そのものだからである。

ところが私たちが、保護課に制度の周知と支援を求めると、保護課は、「生活保護のしおり」に書いてあると言う。しかし、「しおり」の書き方は一般的で抽象的である。しかも、「しおり」を読んだだけで、複雑な生活保護制度について、理解したり、記憶し、適時にケースワーカーに利用を申請することは困難である。また、申請してもケースワーカーから「そんな制度はない。該当しない」と言われ、せっかくの制度を利用できない場合が多くある。

本庁保護課は、私たちとの懇談の場で、「制度をきちんと実施している」と回答するが、現場のリアルな実態をきちんと把握しているとは思えない。保護課は、利用者の入院や通院などについては様々な報告義務を課し、家庭訪問や所持金調査も行い、利用者が困っていることを十分知る立場にあるが、ケースワーカーが丁寧に、利用者を支援している例は多くはない。だから、制度に精通しているケースワーカーがきちんとフォローをして支援していただきたい。

そのことは、本来は議会にわざわざ陳情で求めるまでもなく、国が出している生活保護手帳のトップや、本市作成の手引書の「生活保護実施にあたっての心がまえ」にも、「被保護者の個々について把握理解し、それに応じた積極的な援助をたゆまず行うようつとめること」と記載されている内容である。

陳情事項

1 生活保護利用者へのケースワーカーによる支援を、適時にもれなくきちんと行っていただきたい。